

令和3年第1回定例市議会議案

(その2)

岸和田市

令和3年第1回定例市議会議案（その2）

議案番号	件名	備考・頁
議案第16号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 1
議案第17号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	P. 5
議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	P. 9
議案第19号	岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例等の一部改正について	P. 13
議案第20号	岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	P. 61
議案第21号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 65
議案第22号	岸和田市介護保険条例の一部改正について	P. 69
議案第23号	市営自転車競技条例の一部改正について	P. 73
議案第24号	岸和田市火災予防条例の一部改正について	P. 77
議案第25号	令和3年度岸和田市一般会計予算	別冊
議案第26号	令和3年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算	〃
議案第27号	令和3年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算	〃
議案第28号	令和3年度岸和田市土地取得事業特別会計予算	〃

議案番号	件名	備考・頁
議案第29号	令和3年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第30号	令和3年度岸和田市介護保険事業特別会計予算	〃
議案第31号	令和3年度岸和田市財産区特別会計予算	〃
議案第32号	令和3年度岸和田市上水道事業会計予算	〃
議案第33号	令和3年度岸和田市下水道事業会計予算	〃
議案第34号	令和3年度岸和田市病院事業会計予算	〃

議案第16号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の
報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市観光振興計画推進委員会の項の次に次のように加える。

岸和田城天守閣耐震対策検討委員会	岸和田城天守閣の耐震対策に関する計画についての調査審議に関する事務	8人以内
------------------	-----------------------------------	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表観光振興計画推進委員会委員の項の次に次のように加える。

岸和田城天守閣耐震対策検討委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
--------------------	----	--------	-------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第17条第3項中「1暦年」を「一の年度」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第18号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附則第21項の表を次のように改める。

行政職給料表 1 等級 消防職給料表 1 等級 医療職給料表 (二) 特 1 等級	100分の127.5	100分の118.575
行政職給料表 2 等級 消防職給料表特 2 等級 医療職給料表 (二) 1 等級	100分の127.5	100分の121.125

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る
手数料に関する条例等の一部改正について

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関
する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例
等の一部を改正する条例

(岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

項	区分			金額
	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計	
1	認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」をいう。以下同じ。）に含まれる他の建築物（法第34条第3項に規定する「他の建築物」をいう。以下同じ。）（当該他の建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1	全て	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円

	号イ又はロに適合するものであることを確認するための評価方法に限る。以下同じ。)が当該他の建築物を含む認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の評価方法と同じ評価方法によるもの(以下「認定を受けた他の建築物」という。)		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
2	前項の建築物以外の工場等のみの場合 建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下第4条までにおいて同じ。)がモデル建物法によるもの		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円
			50,000平方メートル	349,700円

			以上のもの	
		工場等のみの場合以外の場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
3	第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの		工場等のみの場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		49,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		116,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		171,600円

		トル未満のもの	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	262,100円
		50,000平方メートル以上のもの	362,600円
	工場等のみの場合以外の場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

備考

- この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認する方法をいう。

- 2 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。ただし、増築又は改築(以下「増築等」という。)に係る建築物(認定を受けた他の建築物を除く。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、当該増築等に係る建築物に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する場合に該当する既存部分(当該増築等に係る建築物から増築等の部分を除いた部分をいう。以下この項において同じ。)があるときは、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定の部分の床面積から当該既存部分の床面積を除いた床面積とする。
- 3 この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

第3条第1号の表を次のように改める。

区分	金額
認定を受けた他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
50,000平方メートル以上のもの	160,600円

第3条第2号の表を次のように改める。

項	区分			金額
	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて	

			得た面積を加えた面積	
1	認定を受けた他の建築物	全て	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がモデル建物法によるもの	工場等のみの場合	300平方メートル未満のもの	21,600円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,300円

	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円
	10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの	202,800円
	20,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円
	50,000平方メートル以上のもの	349,700円
工場等のみの場合以外の場合	300平方メートル未満のもの	99,200円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
	25,000平方メートル以上のもの	495,000円

			以上50,000平方メートル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
3	第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの	工場等のみの場合	300平方メートル未満のもの	26,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	35,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	49,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	116,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	171,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	262,100円
			50,000平方メートル以上のもの	362,600円
		工場等のみの場合以外の場合	300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル	418,900円

		以上2,000平方メートル未満のもの	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。			

第3条第3号の表を次のように改める。

項	区分			金額
	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計	
1	認定を受けた他の建築物	全て	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がモデル建物法によるもの	工場等のみの場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	82,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	102,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	126,400円
			50,000平方メートル以上のもの	175,400円
		工場等のみの場合	300平方メートル以上	63,700円

		外の場合	上1,000平方メートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
3	第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの	工場等のみの場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	58,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	86,400円
			10,000平方メートル以上のもの	106,600円

		以上25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	131,700円
		50,000平方メートル以上のもの	181,900円
	工場等のみの場合以外の場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	162,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。			

第4条中「計画に係る評価方法」との次に「、「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途」とあるのは「省令第11条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする建築物の用途」とを加える。

第5条の見出し中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条の表以外の部分

中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同条の表を次のように改める。

項	区分		金額		
	新築等をしようとする建築物	認定の申請に係る部分の床面積の合計			
1	住宅（人の居住の用に供する建築物又は建築物の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）	登録住宅性能評価機関等が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下「性能向上基準」という。）に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	30,700円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,600円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	144,900円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	182,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	228,600円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
			モデル建物法により性能向上基準に適合すると認められたもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円

るもの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
	50,000平方メートル以上のもの	641,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		324,500円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		418,900円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		597,700円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		736,200円
10,000平方メートル		870,100円

			以上25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	—	5,600円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
			200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円
			50,000平方メートル	339,400円

		以上のもの	
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

備考

- 1 この表において「新築等」とは、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。
- 2 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認する方法をいう。
- 3 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 住宅に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）
 - (2) 非住宅建築物の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第

15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。)

- 4 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。ただし、共同住宅又は複合建築物（人の居住の用に供する建築物の部分（以下「住宅部分」という。）及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。以下同じ。）（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定の申請に係る部分であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの（以下「共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積とする。
- 5 申請をしようとする建築物が複合建築物の場合における手数料の額は、当該建築物のそれぞれの部分の用途に応じ、当該部分をこの表の中欄に掲げる建築物とみなし、これらの区分に当てはめて算出した金額の合計額とする。

第6条の見出し中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第8条第1項の表以外の部分中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の表備考第2項中「第30条第5項」を「第35条第5項」に改め、同条第2項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第9条中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第1号中「第6条第5号の表イの項」を「第6条第5号の表2の項」に改め、同条第2号中「第6条第5号の表エの項」を「第6条第5号の表4の項」に改める。

第10条の見出し中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同項第2号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第3号の表以外の部分中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号の表を次のように改める。

項	区分		金額
	新築等をしようとする建築物	変更認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価300平方メートル未満の	6,100円

機関等が性能向上 基準に適合すると 認められたもの		もの	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上 のもの	160,600円
		その他の もの	モデル建 物法によ り性能向 上基準に 適合する と認めら れるもの
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	63,700円		
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	83,700円		
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	135,100円		

	のもの	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	176,200円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	211,600円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	248,100円
	50,000平方メートル以上 のもの	321,100円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	130,100円
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	162,900円
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	210,000円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	299,500円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	368,700円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	435,700円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	496,900円

			50,000平方メートル以上のもの	619,500円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	—	3,400円	
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
				200平方メートル以上のもの	22,500円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円	
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	12,200円	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	26,300円	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	46,800円	
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	74,600円	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	112,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	171,300円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
				300平方メートル以上のもの	66,200円

			2,000平方メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	112,300円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	160,800円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	315,800円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	558,400円
			50,000平方メートル以上 のもの	1,025,900円
備考 第5条の表の備考の規定は、この表についても適用する。				

第10条第2項及び第3項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第11条の見出し中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第12条の表を次のように改める。

項	区分			金額
	直近の法第35条第1項の認定に係る評価方法	軽微な変更に関する書面の交付を受けようとする建築物の建築の計画に係る評価方法	軽微な変更に関する書面の交付に係る住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更更に該当すると認められたもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上	16,000円

		2,000平方メートル未満 のもの	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上 のもの	160,600円
その他の もの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	126,300円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	166,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上	495,000円

			50,000平方メートル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
	その他のもの		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	870,100円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
2	その他のもの	登録住宅性能評価 機関等が軽微な変更 に該当すると認め たもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	91,600円

		のもの	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上 のもの	319,900円
その他の もの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	63,700円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	83,700円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	135,100円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	176,200円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	211,600円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	248,100円
		50,000平方メートル以上 のもの	321,100円

		その他のもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	162,900円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	210,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	299,500円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	368,700円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	435,700円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	496,900円
			50,000平方メートル以上 のもの	619,500円

備考 第5条の表の備考の規定は、この表についても適用する。

第13条の見出し中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条の表以外の部分中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条の表を次のように改める。

項	区分		金額	
	認定の申請に係る建築物	認定の申請に係る建築物の延べ面積		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価 機関等が法第2条 第3号に規定する	300平方メートル未満のもの	11,000円
		建築物エネルギー 消費性能基準（以	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	19,000円

下「消費性能基準」という。)に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等及び検査済証により消費性能基準に適合することが確認できるもの	1,000平方メートル以上	30,700円
	2,000平方メートル未満のもの	
	2,000平方メートル以上	91,600円
	5,000平方メートル未満のもの	
	5,000平方メートル以上	144,900円
	10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上	182,900円
その他のもの	25,000平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上	228,600円
	50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上	319,900円
	300平方メートル未満のもの	99,200円
	り消費性能基準に適合すると認められるもの	
	300平方メートル以上	126,300円
1,000平方メートル未満のもの		
1,000平方メートル以上	166,200円	
2,000平方メートル未満のもの		
2,000平方メートル以上	269,000円	
5,000平方メートル未満のもの		
5,000平方メートル以上	351,100円	
10,000平方メートル未満のもの		
10,000平方メートル以上	421,900円	

			25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上 のもの	641,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	870,100円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			50,000平方メートル以上 のもの	1,237,700円
2	一戸建ての住宅		登録住宅性能評価 機関等が消費性能	—

		基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合すると認められるもの		
		その他の住宅仕様基準等に適合するもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
			200平方メートル以上のもの	21,600円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
			200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合すると認められるもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	222,500円
			50,000平方メートル以上	337,400円

		のもの			
その他の もの	住棟全体 が住宅仕 様基準等 に適合す るもの	300平方メートル未満の もの	37,600円		
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	65,000円		
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	117,500円		
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	177,600円		
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	326,000円		
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	551,300円		
		50,000平方メートル以上 のもの	966,800円		
		その他の もの		300平方メートル未満の もの	78,700円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	131,200円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	223,300円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	319,900円				
10,000平方メートル以上	629,700円				

			25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円
			50,000平方メートル以上 のもの	2,046,600円

備考

- 1 第2条の表備考第1項及び第5条の表備考第3項から第5項までの規定は、この表についても適用する。
- 2 この表において「適合判定通知書等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書
 - (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書
 - (3) 省令第25条第2項に規定する通知書
- 3 この表において「延べ面積」とは、認定の申請に係る部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合することを確認することをいう。）に適合するものについては、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。
- 4 この表において「検査済証」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証をいう。
- 5 この表において「建設住宅性能評価書」とは、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 6 この表において「住宅仕様基準等に適合するもの」とは、仕様基準に適合しているもの、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準及び同号ロ(2)の基準に適合しているもの又は同号イ(2)(ii)の基準

及び同号ロ(2)の基準に適合しているものをいう。

第14条中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

(岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

項	区分		金額	
	新築等をしようとする建築物	認定の申請に係る部分の床面積の合計		
1	住宅（人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（以下「住宅建築物」という。）以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。））	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円	
		50,000平方メートル以上	319,900円	

その他のもの	モデル建物法により技術的基準に適合すると認められるもの	300平方メートル未満のもの	101,500円	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,600円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,200円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円	
		50,000平方メートル以上	643,400円	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	261,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	326,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	600,000円	

			のもの	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	738,500円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	872,400円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	994,900円
			50,000平方メートル以上 のもの	1,240,000円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	—	5,600円
		その他のもの	200平方メートル未満の もの	41,400円
			200平方メートル以上の もの	46,000円
3	共同住宅等（共同 住宅、長屋その他 の一戸建ての住宅 以外の住宅をい う。以下同じ。）	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	300平方メートル未満の もの	11,000円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	23,200円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	51,400円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	91,800円
			10,000平方メートル以上	147,700円

		25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	223,500円
		50,000平方メートル以上 のもの	339,400円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	225,600円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	322,400円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	632,400円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上 のもの	2,050,900円

備考

- 1 この表において「新築等」とは、法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。
- 2 この表において「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号）Ⅰの第1の1の1-2ただし

書及び2の2-1ただし書又は第3の2の2-1ただし書の規定による法第54条第1項第1号に掲げる基準の適合判定手法であって、市長が認めるものをいう。

3 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 住宅に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

(2) 非住宅建築物の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）

4 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。ただし、共同住宅又は複合建築物（人の居住の用に供する建築物の部分（以下「住宅部分」という。）及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定の申請に係る部分であって建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準Iの第2の2-3(2)に規定する設計一次エネルギー消費量が同基準Iの第2の2-3(2)ロの数値であるもの（以下「共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積とする。

5 申請をしようとする建築物が複合建築物の場合における手数料の額は、当該建築物のそれぞれの部分の用途に応じ、当該部分をこの表の中欄に掲げる建築物とみなし、これらの区分に当てはめて算出した金額の合計額とする。

第5条第1号中「第6条第5号の表イの項」を「第6条第5号の表2の項」に改め、同条第2号中「第6条第5号の表エの項」を「第6条第5号の表4の項」に改める。

第6条第1項第3号の表を次のように改める。

項	区分		金額
	新築等をしようとする建築物	変更認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基	300平方メートル未満のもの 6,100円

準に適合すると認められたもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	10,100円	
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	16,000円	
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	46,400円	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	73,100円	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	92,100円	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	114,900円	
	50,000平方メートル以上 のもの	160,600円	
	その他のもの	モデル建物法により技術的基準に適合すると認められるもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	84,900円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	136,200円

	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	177,300円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	212,700円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	249,200円
	50,000平方メートル以上 のもの	322,300円
その他の もの	300平方メートル未満の もの	131,300円
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	164,000円
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	211,200円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	300,600円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	369,800円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	436,800円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	498,100円
	50,000平方メートル以上	620,600円

			のもの	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	—	3,400円
		その他のもの	200平方メートル未満の もの	21,300円
			200平方メートル以上の もの	23,600円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	300平方メートル未満の もの	6,100円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	12,200円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	26,300円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	46,600円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	74,600円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	112,900円
			50,000平方メートル以上 のもの	171,300円
		その他のもの	300平方メートル未満の もの	41,100円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	67,400円

		のもの	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	113,500円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	161,900円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	317,000円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	559,600円
		50,000平方メートル以上 のもの	1,027,100円

備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。

第7条の見出し中「第46条」を「第46条の2」に改め、同条の表を次のように改める。

項	区分			金額
	直近の法第54条第1項の認定に係る評価方法	軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする建築物の建築の計画に係る評価方法	軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更更に該当すると認められたもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	46,400円

		のもの	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上 のもの	160,600円
その他の もの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	128,600円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	168,500円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	271,200円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	353,400円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	424,200円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	497,300円
		50,000平方メートル以上 のもの	643,400円

		その他のもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	326,800円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	421,200円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	600,000円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	738,500円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	872,400円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	994,900円
			50,000平方メートル以上 のもの	1,240,000円
2	その他のもの	登録住宅性能評価 機関等が軽微な変更 に該当すると認め たもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	144,900円

		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上 のもの	319,900円
その他の もの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	84,900円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	136,200円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	177,300円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	212,700円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	249,200円
		50,000平方メートル以上 のもの	322,300円
		その他の もの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの
		1,000平方メートル以上	211,200円

			2,000平方メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	300,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	369,800円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	436,800円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	498,100円
			50,000平方メートル以上 のもの	620,600円
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。				

(岸和田市建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ウの表を次のように改める。

建築物の用途	床面積の合計	金額
工場等のみの場合	1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,900円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	70,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	105,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	131,600円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	163,300円

	方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	226,900円
工場等のみの場合以外の場合	1,000平方メートル未満のもの	85,500円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	111,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	179,100円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	279,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	327,500円
	50,000平方メートル以上のもの	422,900円

備考

- この表において「建築物の用途」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- この表において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分（増築又は改築に係る建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する場合に該当する既存部分（当該増築又は改築に係る建築物から増築又は改築の部分を除いた部分をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該既存部分を除いた部分）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物について、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を変更し、増築をしようとする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）であって、同法第36条第2項において準用する同法第35条第1項の認定を受け、かつ、同条第8項の規定により同法第12条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされたもの又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律

第84号) 第54条第1項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けた建築物について、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を変更し、増築をしようとする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。)であつて、同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項の認定を受け、かつ、同条第8項の規定により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされたものにあつては、これら建築物の増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積)をいう。

- 3 この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部
改正について

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（本市区域外に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。以下この条において「障害児入所施設」という。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）における被保険者（国民健康保険組合に加入している被保険者を除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものを含む。）」を削り、「、国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を、「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、同条第2項第6号中「本市区域内」を「本市の区域内」に、「障害者支援施設又は障害児入所施設への入所」を「病院等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）附則第85条第1項の規定により読み替えられた国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居をいう。以下同じ。）への入院等（同項各号に掲げる入院、入所又は入居をいう。以下同じ。）」に、「当該施設の」を「当該病院等の」に、「施設に入所」を「病院等に入院等」に改め、「区域外」の次に「（大阪府内に所在する市町村に限る。）」を加える。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（病院等に入院等をしている者の特例）

第2条の3 本市の区域外に所在する病院等（大阪府内に所在するものに限る。以下この条において同じ。）への入院等をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における被保険者（国民健康保険組合に加入している被保険者を除く。）に限る。）であって、当該病院等への入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、この条例の適用については、本市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する

場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、この条例の適用については、本市の区域内に住所を有するものとみなす。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの（現入院病院等が本市の区域内に所在する場合を除く。）

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの（現入院病院等が本市の区域内に所在する場合を除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年10月31日までの間、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例に基づく医療証の交付を受けていた者であって、施行日以後において引き続き当該医療証の交付を受けているもので、かつ、この条例による改正後の岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する病院等への入院等をしたことにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者以外の者については、なお従前の例による。

議案第21号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第44条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第5条中「地方税法第313条第3項」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例第14条第1項、第44条第1項及び附則第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第22号

岸和田市介護保険条例の一部改正について

岸和田市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市介護保険条例の一部を改正する条例

岸和田市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「37,100円」を「38,300円」に改め、同項第2号及び第3号中「55,700円」を「57,400円」に改め、同項第4号中「66,800円」を「68,900円」に改め、同項第5号中「74,200円」を「76,500円」に改め、同項第6号中「81,700円」を「84,200円」に改め、同項第7号中「89,100円」を「91,800円」に改め、同項第8号中「96,500円」を「99,500円」に改め、同項第9号の表を次のように改める。

読み替え後の字句	保険料の額
210万円以上320万円未満	114,800円
320万円以上500万円未満	130,100円
500万円以上700万円未満	145,400円

第5条第1項第10号中「148,400円」を「153,000円」に改め、同条第2項第3号中「200万円」を「210万円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項第1号中「22,300円」を「23,000円」に改め、同項第2号中「37,100円」を「38,300円」に改め、同項第3号中「52,000円」を「53,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第23号

市営自転車競技条例の一部改正について

市営自転車競技条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

市営自転車競技条例の一部を改正する条例

市営自転車競技条例（昭和37年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(入場料等)」に改め、同条第1項第1号中「普通入場料」を「入場料」に改め、同項第2号中「特別観覧席」を「特別観覧席料」に改め、同項第3号中「ロイヤル席」を「ロイヤル席料」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特別観覧グループ席料 5,000円

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) ローズルーム料 6,000円

第4条第2項中「入場料」を「前項第1号の入場料（以下「入場料」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第24号

岸和田市火災予防条例の一部改正について

岸和田市火災予防条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月24日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市火災予防条例の一部を改正する条例

岸和田市火災予防条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第46条第10号」を「第46条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項第12号を同項第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項第11号を同項第12号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第46条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（この条例による改正前の岸和田市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。